

消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関する ガイドライン

平成 2 7 年 3 月

消費者庁

目 次

- 第1 本ガイドラインの目的
- 第2 法第11条に2の規定による情報提供の仕組み
 - 1 地域協議会における見守りとの一体性
 - 2 法第11条の2の制度趣旨
 - 3 情報提供に関する判断
- 第3 国から地方公共団体への情報提供
 - 1 制度の概要
 - 2 購入者等情報の定義
 - 3 情報提供の事務処理手続
- 第4 地方公共団体間の情報提供
 - 1 制度の概要
 - 2 想定される適用場面
 - 3 提供する情報
 - 4 情報提供の事務処理手続
- 第5 国民生活センターから地方公共団体への情報提供
 - 1 制度の概要
 - 2 提供する情報
 - 3 情報提供の事務処理手続

- 別紙1 見守り等の取組に関する情報提供のイメージ
- 別紙2 情報提供の事務処理手続（概要）
- 別紙様式1 申出書
- 別紙様式2 承諾通知書
- 別紙様式3 不承諾通知書
- 別紙様式4 廃棄報告書
- 別紙様式5 利用実績報告書

第1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、消費者安全法（平成21年法律第51号。以下「法」という。）第11条の2に基づいて行う地方公共団体の長に対する当該地方公共団体の住民に関する情報の提供について、法及び消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号。以下「規則」という。）を踏まえた事務処理の指針を示すことにより、情報の提供を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第2 法第11条の2の規定による情報提供の仕組み（別紙1参照）

1 地域協議会における見守りとの一体性

法第11条の2の規定に基づく情報提供は「消費者安全の確保のために必要な限度において」行われるものであり、提供された情報は、地方公共団体が組織する消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う見守りその他の必要な取組（法第11条の4第1項。以下「見守り等の取組」という。）にのみ用いることができる（規則第8条の10第1項第1号（規則第8条の14及び第8条の15において準用する場合を含む。））。

地域協議会を組織していない地方公共団体に対しては、法第11条の2の規定に基づいて情報を提供することはできない。また、地域協議会が、法第11条の2の規定により提供された情報を、見守り等の取組（見守りの他には、見守りに付随して行う消費者安全確保のための啓発や広報等が考えられる。）以外の活動を行う場合に用いることはできない。

2 法第11条の2の制度趣旨

(1) 見守り等の取組の実効性向上

地方公共団体が地域協議会を組織した場合、地域協議会の庶務を処理する当該地方公共団体の消費者行政担当部署（事務局）が、見守り等の取組の対象となる高齢者等のリスト（以下「見守りリスト」という。）を作成し、これに基づいて地域協議会の構成員が見守り等の取組を行う。

地域協議会の事務局は、地域協議会を組織した地方公共団体が受け付けた消費生活相談により得た情報や、介護保険台帳等の台帳に記載されている情報等の当該地方公共団体が把握している情報を基に、個人情報保護条例にのっとり見守りリストを作成する。このため、消費者行政担当部署は関係部署と連携し、各部署が保有する情報を積極的に共有する体制を整備することが重要である。

ところが、地方公共団体は住民の消費者被害の状況を十分に把握しているとは必ずしも限らない。消費者被害に遭った住民の相談先は、市町村が設置した消費生活センター又は窓口、都道府県が設置した消費生活センター、独立行政法人国民生活センター（以下「国

民生活センター」という。)に分かれるところ、それぞれが把握した住民の情報は、その住民が属する地方公共団体には提供されないからである。また、国は特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。)の執行により、消費者被害の被害者に関する情報を取得するので、この情報が被害者の属する地方公共団体に提供されれば、より有効な見守りリストの作成にいかすことができる。

地域協議会の事務局が見守りリストを作成するとき、地方公共団体内で関係部署と連携し、他の部署から必要な情報の提供を受けることが大前提であるが、さらに、国、他の地方公共団体及び国民生活センターが把握している住民の情報も活用することができれば、見守り等の取組を行うべき者をよりの確に選別できるようになり、より効率的で効果的な見守り等の取組を行うことが可能となる。

そこで、法第11条の2は、国、他の地方公共団体及び国民生活センターが把握している住民の情報を、当該住民の属する地方公共団体が組織した地域協議会に提供することを可能とするよう法制度を整備することで、地域協議会における見守り等の取組の実効性向上を図ったものである。

(2) 個人情報に関する法令との関係

国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人が保有する個人情報を第三者に提供することは、それぞれ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条、地方公共団体が制定する個人情報保護条例又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第9条の規定により、法令に基づく場合等を除き、原則として禁止されている。法第11条の2は「法令に基づく場合」として、個人情報の第三者への提供を法的に可能とするものである。

3 情報提供に関する判断

法第11条の2は、国、地方公共団体及び国民生活センターが他の地方公共団体からの求めに応じて情報を「提供することができる」旨を定めており、情報提供を義務付けるものではない。したがって、情報を提供するかどうか、情報を提供する場合に条件を付すか等の事項については、国、地方公共団体又は国民生活センターがそれぞれ事案に応じて判断することになるが、協議会における見守り等の取組の実効性向上を図るという法第11条の2の趣旨に照らし、適切な判断がなされることを期待する。

関連して、個人情報保護の観点から、情報の提供に当たって、本人の同意を得る必要があるかという問題がある。法第11条の2の規定に基づく情報提供は「法令に基づく場合」に該当すること、情報の提供先は地方公共団体のみであり、後述するように、情報の利用場所及び管理方法について厳格な規制が及ぶことからすると、本人の同意を得る必要性は

必ずしも高くない。ただし、それぞれの判断により本人の同意を得ることを妨げるものではない。

第3 国から地方公共団体への情報提供

1 制度の概要

消費者庁長官（注）は、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報（以下「購入者等情報」という。）で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる（法第11条の2第1項）。

（注）法第11条の2第1項は、情報提供を内閣総理大臣の権限として定めているが、法第47条により消費者庁長官に委任される。

2 購入者等情報の定義

購入者等情報は、国の行政機関が特商法の規定に違反する行為についての調査により取得した消費生活上特に配慮を要する購入者等の情報のうち、氏名、住所その他消費者庁長官が必要と認めるもの（同法の適正な執行に支障を及ぼさないと認められる場合に限る。）である（規則第8条の13）。

購入者等情報は、国の行政機関が行った調査により取得した情報であるので、消費者庁や経済産業局が行った措置は含まれるが、都道府県知事が行った措置は含まれない。

氏名及び住所以外の「その他消費者庁長官が必要と認めるもの」及び特商法の「適正な執行に支障を及ぼさないと認められる場合」に該当するかどうかは、事案に応じて消費者庁長官が個別具体的に判断することになる。

3 情報提供の事務処理手続（別紙2参照）

（1）手続の概要

- ① 申出書の提出
- ② 情報提供要件の審査
- ③ 申出書の説明・訂正要求（必要に応じて）
- ④ 審査結果の通知
- ⑤ 情報提供の実施
- ⑥ 提供された情報の利用
- ⑦ 利用・管理状況の報告徴収
- ⑧ 情報を記録した文書等の廃棄及びその報告

⑨ 利用実績報告書の提出

(2) 申出書の提出 (①)

法第 11 条の 2 第 1 項の規定により消費者庁長官に情報の提供を求める地方公共団体の長は、次の (3) に掲げる事項を記載した別紙様式 1 の申出書を消費者庁長官に提出する (規則第 8 条の 9 第 1 項)。

消費者庁長官は地域協議会を組織していない地方公共団体に対し法第 11 条の 2 第 1 項による情報を提供することができない (規則第 8 条の 10 第 1 項第 1 号) ため、情報の提供を求めることができるのは地域協議会を組織する地方公共団体の長に限定される。

(3) 申出書の記載事項

申出書に記載する事項は、提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項、提供を求める情報の利用場所及び管理方法並びに規則第 8 条の 11 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件 (以下「情報提供要件」という。) に該当することを確認するために必要な事項その他消費者庁長官が必要と認める事項であり (規則第 8 条の 9 第 1 項)、具体的には次のとおりである。

ア 当該求めに関する事務に従事している者の職名及び氏名 (規則第 8 条の 9 第 1 項第 2 号)

情報の提供を求める地方公共団体において、当該求めに関する事務に従事している者の氏名、所属・役職、連絡先 (所在地、電話番号、E-mail アドレスを含む。) を記載する。

イ 提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項 (規則第 8 条の 9 第 1 項第 3 号)

提供を求める情報を特定するために必要な事項を記載するところ、少なくとも国が当該情報を取得した年度を記載することが求められる。さらに事案に応じて、特定するために必要な事項を記載するが、記載に当たっては消費者庁消費者教育・地方協力課に相談されたい。

ウ 提供を求める情報の利用場所及び管理方法 (規則第 8 条の 9 第 1 項第 4 号)

次の (ア) から (ク) までの条件を全て満たすことが分かる内容を記載する。

(ア) 提供された情報の利用場所は、日本国内であること。

(イ) 当該利用場所から提供された情報が持ち出されないように、利用場所は施錠可能な

物理的な場所に限定されること。また、提供された情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されているなど不正な持ち出しを防止するための保安対策が講じられていること。なお、当該利用場所は分散しないことが望ましく、分散する場合は、正当な理由があること。

(ウ) 提供された情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。なお、当該場所は利用場所と同一であることが望ましく、別々となる場合は、正当な理由があること。

(エ) 提供された情報の使用時に上記(ア)の利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。

(オ) 提供された情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。

(カ) 提供された情報を利用する情報システムに

- ・コンピュータウイルス対策
- ・セキュリティホール対策
- ・識別及び主体認証対策
- ・スクリーンロック等の不正操作対策

が図られていること。

(キ) 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に提供された情報を残留させないこと。また、利用者以外の者が提供された情報を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。

(ク) 提供された情報及び廃棄物についても、漏えい事故を防止するために適正な管理が求められること。

エ 提供を求める情報の利用目的（規則第8条の9第1項第5号）

提供を求める情報の利用目的は、地域協議会における見守り等の取組にのみ用いることに限られるので、見守り等の取組の内容を具体的に記載する。少なくとも、

- ・地域協議会の事務局は、提供を求める情報その他の収集した情報を利用して見守りリストを作成し、これに基づいて地域協議会が見守り等の取組を行うこと
- ・見守りリストには、個々の見守り対象者が見守りリストに掲載された経緯（情報源）は記載しないこと

を記載する必要がある。

オ 提供を求める情報の利用者の範囲

提供を求める情報を利用する者について、氏名、所属・役職等を記載する。組織で使い、個別の利用者を特定できない場合には、利用する組織を記載する（例：「〇〇市〇〇課の〇〇担当職員」）。

カ 提供を求める情報を利用する期間（規則第8条の9第1項第6号）

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。利用期間は、利用目的に照らして必要最小限の期間とする。

情報の提供を受けた地方公共団体は、当該情報の利用が終了したときは、速やかに当該情報を記録する文書等を廃棄する（規則第8条の12第2項）。

キ 提供を求める情報を用いる取組を行う期間

提供を求める情報を用いて行う見守り等の取組について、予定している実施期間を記載する。情報の提供を受けた地方公共団体は、当該情報を用いて行った取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を消費者庁長官に提出する（規則第8条の12第1項）。

ク その他

情報の提供を受けた地方公共団体は、情報提供要件を満たさなくなった場合には、提供された情報の利用を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄する。

(4) 情報提供要件の審査(②)

消費者庁長官は、次のア及びイの要件（情報提供要件）を満たす場合に限り、地方公共団体に対し当該地方公共団体の住民に関する購入者等情報を提供することができる（規則第8条の10第1項）。そこで、申出書の記載内容を基に、情報提供要件の該当性について審査を行う。

ア 提供された情報を、消費者安全確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適切な接触を保ち、その状況を見守ることその他の地域協議会における必要な取組にのみ用いること。

イ 提供された情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

(5) 申出書の説明・訂正要求（必要に応じて）(③)

審査した結果、申出書に不備がある場合には、消費者庁長官は、申出書を提出した地方公共団体の長に説明を求め、又は当該申出書の訂正を求めることができる（規則第8条の9第2項）。

(6) 審査結果の通知 (④)

ア 審査に要する期間

消費者庁長官は、申出書を受理してから原則として 10 日以内（行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に、当該求めに対する審査結果の通知を行う。

イ 審査後の手続等

(ア) 承諾した場合の通知書の送付

承諾し情報を提供することとした場合、消費者庁長官は、申出書を提出した地方公共団体の長に対し、別紙様式 2 による承諾通知書を送付する（規則第 8 条の 10 第 2 項）。申出書の記載事項を変更し、又は条件を付して承諾した場合には、その事項も併せて通知する。

(イ) 承諾しない場合の通知書の送付

承諾しない場合、消費者庁長官は、申出書を提出した地方公共団体の長に対し、別紙様式 3 による不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。

(7) 情報提供の実施 (⑤)

ア 実施手続

承諾通知書により情報を提供する旨を通知した後、原則として 10 日以内（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に、消費者庁長官は申出書を提出した地方公共団体の長に対し、提供する情報を記録した電磁記録媒体及び情報の利用に必要な文書の提供を行うものとする。

イ 情報を記録する媒体

情報の安全管理の観点から、電磁的記録媒体に記録された提供する情報は、暗号化しパスワードを付すこととする。また、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため、電磁的記録媒体について未使用品を使用する。

ウ 提供する方法

提供の手段は、直接の受け渡し又は書留による送付とし、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報提供は行わない。

(8) 提供された情報の利用 (⑥)

情報提供を受けた地方公共団体は、申出書の記載内容及び承諾に条件が付された場合には、その条件を遵守して情報を利用する。

地域協議会の事務局は、提供された情報その他の収集した情報を利用して見守りリスト

を作成し、これに基づいて地域協議会が見守り等の取組を行う。見守りリストには、個々の見守り対象者がリストに掲載された経緯（情報源）は記載しないものとする。

(9) 利用・管理状況の報告徴収 (⑦)

消費者庁長官は、必要があると認めるときは、情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、情報の利用及び管理の状況に関し必要な報告を求めることができる（規則第8条の11）。

情報の利用及び管理が不適切で、情報提供要件に違反する場合、消費者庁長官は、地方公共団体の長に対し、提供された情報の利用を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄するよう求めることができる。

(10) 情報を記録した文書等の廃棄及びその報告 (⑨)

情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を基に見守りリストを作成した結果、提供された情報自体は不要となったときは、速やかに、当該情報を記録する文書等（当該情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）を廃棄し（規則第8条の12第1項）、別紙様式4の廃棄報告書を消費者庁長官に提出する。

(11) 利用実績報告書の提出 (⑧)

情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を用いて行った地域協議会における見守り等の取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の成果の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した別紙様式5の利用実績報告書を消費者庁長官に提出する（規則第8条の12第1項）。

(12) 申出書の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

ア 情報提供要件を引き続き満たす場合

申出書の記載事項に変更が生じた場合には、全体について改めて申出書を提出する。ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であって、消費者庁に対し当該変更が生じる旨の連絡を電話、メール、その他の適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合については、この限りではない。

イ 情報提供要件を満たさない場合

申出書の記載事項に変更が生じた結果、情報提供要件を満たさない場合（例えば、地域協議会を廃止した場合等）、速やかに情報を記録した文書等を廃棄しその報告を行う。また、利用実績がある場合には、利用実績報告書を消費者庁長官に提出する。

第4 地方公共団体間の情報提供

1 制度の概要

地方公共団体の長は、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施によって得られた情報（以下「消費生活相談情報」という。）で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる（法第11条の2第2項）。

2 想定される適用場面

法第11条の2第2項の適用場面として、典型例としては、地域協議会を組織する市町村が当該市町村の属する都道府県に対して情報の提供を求めることが想定されるが、これに限られない。

例えば、隣接するA市とB市が事務協定を締結しそれぞれの市が他方の市の住民からの相談も受け付ける場合、B市にはA市の住民に関する消費生活相談情報も蓄積されているので、地域協議会を組織したA市がB市に対して情報提供を求めることが考えられる。

また、都道府県が地域協議会を組織した場合に、都道府県が管内の市町村に情報提供を求めることも考えられる。

3 提供する情報

地方公共団体が他の地方公共団体に対して提供する情報は、消費生活相談情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものである（法第11条の2第2項）。

消費生活相談情報は、地方公共団体から国民生活センターに提供され、P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム。法第12条第4項）に蓄積される。そこで、情報提供の申出を受けた地方公共団体は、P I O－N E Tに蓄積された当該地方公共団体から国民生活センターに提供された情報の中から、情報提供を求める地方公共団体の住民に関するものを選別し、提供する。

4 情報提供の事務処理手続（別紙2参照）

（1）手続の概要

- ① 申出書の提出
- ② 情報提供要件の審査
- ③ 申出書の説明・訂正要求（必要に応じて）
- ④ 審査結果の通知
- ⑤ 情報提供の実施

- ⑥ 提供された情報の利用
- ⑦ 利用・管理状況の報告徴収
- ⑧ 情報を記録した文書等の廃棄及びその報告
- ⑨ 利用実績報告書の提出

(2) 申出書の提出 (①)

法第 11 条の 2 第 2 項の規定により地方公共団体の長に情報の提供を求める他の地方公共団体の長は、別紙様式 1 による申出書を地方公共団体の長に提出する（規則第 8 条の 14、第 8 条の 9 第 1 項）。

地方公共団体の長は地域協議会を組織していない他の地方公共団体に対し法第 11 条の 2 第 2 項による情報を提供することができない（規則第 8 条の 14、第 8 条の 10 第 1 項第 1 号）ため、情報の提供を求めることができるのは地域協議会を組織する地方公共団体の長に限定される。

(3) 申出書の記載事項

申出書に記載する事項は、提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項、提供を求める情報の利用場所及び管理方法並びに規則第 8 条の 14 において準用する規則第 8 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件（以下「情報提供要件」という。）に該当することを確認するために必要な事項その他当該求めを受ける地方公共団体の長が必要と認める事項であり（規則第 8 条の 14、第 8 条の 9 第 1 項）、具体的には次のとおりである。

ア 当該求めに関する事務に従事している者の職名及び氏名（規則第 8 条の 14、第 8 条の 9 第 1 項第 2 号）

情報の提供を求める地方公共団体において、当該求めに関する事務に従事している者の氏名、所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、E-mail アドレスを含む。）を記載する。

イ 提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項（規則第 8 条の 14、第 8 条の 9 第 1 項第 3 号）

提供を求める情報を特定するために必要な事項を記載するところ、少なくとも情報を提供する地方公共団体が当該情報を取得した年度を記載することが求められる。さらに事案に応じて、特定するために必要な事項を記載するが、記載に当たっては情報提供を求める先の地方公共団体の担当部署に相談されたい。

ウ 提供を求める情報の利用場所及び管理方法（規則第8条の14、第8条の9第1項第2号）

次の（ア）から（ク）までの条件を全て満たすことが分かる内容を記載する。

（ア）提供された情報の利用場所は、日本国内であること。

（イ）当該利用場所から提供された情報が持ち出されないように、利用場所は施錠可能な物理的な場所に限定されること。（また、提供された情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されているなど不正な持ち出しを防止するための保安対策が講じられていること。なお、当該利用場所は分散しないことが望ましく、分散する場合は、正当な理由があること。）

（ウ）提供された情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。（なお、当該場所は利用場所と同一であることが望ましく、別々となる場合は、正当な理由があること。）

（エ）提供された情報の使用時に上記（ア）の利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。

（オ）提供された情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。

（カ）提供された情報を利用する情報システムに

- ・コンピュータウイルス対策
- ・セキュリティホール対策
- ・識別及び主体認証対策
- ・スクリーンロック等の不正操作対策

が図られていること。

（キ）外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に提供された情報を残留させないこと。また、利用者以外の者が提供された情報を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。

（ク）提供された情報及び廃棄物についても、漏えい事故を防止するために適正な管理が求められること。

エ 提供を求める情報の利用目的（規則第8条の14、第8条の9第1項第5号）

提供を求める情報の利用目的は、地域協議会における見守り等の取組にのみ用いることに限られるので、見守り等の取組の内容を具体的に記載する。少なくとも、

- ・地域協議会の事務局は、提供を求める情報その他の収集した情報を利用して見守り

リストを作成し、これに基づいて地域協議会が見守り等の取組を行うこと
・見守りリストには、個々の見守り対象者が見守りリストに掲載された経緯（情報源）
は記載しないこと
を記載する必要がある。

オ 提供を求める情報の利用者の範囲

提供を求める情報を利用する者について、氏名、所属・役職等を記載する。組織で利用し、個別の利用者を特定できない場合には、使用する組織を記載する（例：「〇〇市〇〇課の〇〇担当職員」）。

カ 提供を求める情報を利用する期間（規則第8条の14、第8条の9第1項第6号）

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。利用期間は、利用目的に照らして必要最小限の期間とする。情報の提供を受けた地方公共団体は、当該情報の利用が終了したときは、速やかに当該情報を記録する文書等を廃棄する（規則第8条の14、第8条の12第2項）。

キ 提供を求める情報を用いる取組を行う期間

提供を求める情報を用いて行う見守り等の取組について、予定している実施期間を記載する。情報の提供を受けた地方公共団体は、当該情報を用いて行った取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を、情報を提供した地方公共団体の長に提出する（規則第8条の14、第8条の12第1項）。

ク その他

情報の提供を受けた地方公共団体は、情報提供要件を満たさなくなった場合には、提供された情報の利用を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄する。

(4) 情報提供要件の審査（②）

地方公共団体の長は、次のア及びイの要件（情報提供要件）を満たす場合に限り、他の地方公共団体に対し当該他の地方公共団体の住民に関する消費生活相談情報を提供することができる（規則第8条の14、第8条の10第1項）。そこで、申出書の記載内容を基に、情報提供要件の該当性について審査を行う。

ア 提供された情報を、消費者安全確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の地域協議会における必要な取組にのみ

用いること。

イ 提供された情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

(5) 申出書の説明・訂正要求（必要に応じて）(③)

審査した結果、申出書に不備がある場合には、申出書の提出を受けた地方公共団体の長は、申出書を提出した他の地方公共団体の長に説明を求め、又は当該申出書の訂正を求めることができる（規則第8条の14、第8条の9第2項）。

(6) 審査結果の通知(④)

ア 審査に要する期間

申出書の提出を受けた地方公共団体の長は、申出書を受理してから原則として10日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に、当該求めに対する審査結果の通知を行う。

イ 審査後の手続等

(ア) 承諾した場合の通知書の送付

承諾し情報を提供することとした場合、申出書の提出を受けた地方公共団体の長は、申出書を提出した地方公共団体の長に対し、別紙様式2による承諾通知書を送付する（規則第8条の14、第8条の10第2項）。申出書の記載事項を変更し、又は条件を付して承諾した場合には、その事項も併せて通知する。

(イ) 承諾しない場合の通知書の送付

承諾しない場合、申出書の提出を受けた地方公共団体の長は、申出書を提出した地方公共団体の長に対し、別紙様式3による申出書の提出を受けた地方公共団体が定めた不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。

(7) 情報提供の実施(⑤)

ア 実施手続

承諾通知書により情報を提供する旨を通知した後、原則として10日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に、申出書の提出を受けた地方公共団体の長は申出書を提出した地方公共団体の長に対し、提供する情報を記録した電磁記録媒体及び情報の利用に必要な文書の提供を行うものとする。

イ 情報を記録する媒体

情報の安全管理の観点から、電磁的記録媒体に記録された提供する情報は、暗号化しパスワードを付すこととする。また、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため、電磁的記録媒体について未使用品を使用する。

ウ 提供する方法

提供の手段は、直接の受け渡し又は書留による送付とし、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報提供は行わない。

(8) 提供された情報の利用 (⑥)

情報提供を受けた地方公共団体は、申出書の記載内容及び承諾に条件が付された場合には、その条件を遵守して情報を利用する。

地域協議会の事務局は、提供された情報その他の収集した情報を利用して見守りリストを作成し、これに基づいて地域協議会が見守り等の取組を行う。見守りリストには、個々の見守り対象者がリストに掲載された経緯（情報源）は記載しないものとする。

(9) 利用・管理状況の報告徴収 (⑦)

情報を提供した地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、情報の利用及び管理の状況に関し必要な報告を求めることができる（規則第8条の14、第8条の11）。

情報の利用及び管理が不適切で、情報提供要件に違反する場合、情報を提供した地方公共団体の長は、情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、提供された情報の利用を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄するよう求めることができる。

(10) 情報を記録した文書等の廃棄及びその報告 (⑨)

情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を基に見守りリストを作成した結果、提供された情報自体は不要となったときは、速やかに、当該情報を記録する文書等を廃棄し（規則第8条の14、第8条の12第2項）、別紙様式4による廃棄報告書を申出書の提出を受けた地方公共団体の長に提出する。

(11) 利用実績報告書の提出 (⑧)

情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を用いて行った地域協議会における見守り等の取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の成果の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した、別紙様式5による利用実績報告書を申出書の提出を受けた地方公共団体の長に提出する（規則第8条の14、第8条の12第1項）。

(12) 申出書の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

ア 情報提供要件を引き続き満たす場合

申出書の記載事項に変更が生じた場合には、全体について改めて申出書を提出する。

ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であって、申出書の提出を受けた地方公共団体に対し当該変更が生じる旨の連絡を電話、メール、その他の適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合については、この限りではない。

イ 情報提供要件を満たさない場合

申出書の記載事項に変更が生じた結果、情報提供要件を満たさない場合（例えば、地域協議会を廃止した場合等）、速やかに情報を記録した文書等を廃棄しその報告を行う。また、利用実績がある場合には、利用実績報告書を申出書の提出を受けた地方公共団体の長に提出する。

第5 国民生活センターから地方公共団体への情報提供

1 制度の概要

国民生活センターの理事長（注）は、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる（法第11条の2第3項）。

（注）法第11条の3第3項は「国民生活センターの長」と定めているところ、国民生活センターの長は理事長である（独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第6条第1項）。

2 提供する情報

国民生活センターが事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得た情報（以下「相談等情報」という。）は、P I O - N E Tに蓄積されるので、国民生活センターは、P I O - N E Tに蓄積された情報の中から、提供を求める地方公共団体の住民に関する相談等情報を選別し、提供する。

3 情報提供の事務処理手続（別紙2参照）

（1）手続の概要

- ① 申出書の提出
- ② 情報提供要件の審査
- ③ 申出書の説明・訂正要求（必要に応じて）
- ④ 審査結果の通知

- ⑤ 情報提供の実施
- ⑥ 提供された情報の利用
- ⑦ 利用・管理状況の報告徴収
- ⑧ 情報を記録した文書等の廃棄及びその報告
- ⑨ 利用実績報告書の提出

(2) 申出書の提出 (①)

法第 11 条の 2 第 3 項の規定により国民生活センターの理事長に情報の提供を求める地方公共団体の長は、別紙様式 1 による申出書を国民生活センターの理事長に提出する（規則第 8 条の 15、第 8 条の 9 第 1 項）。

国民生活センターの理事長は地域協議会を組織していない地方公共団体に対し法第 11 条の 2 第 2 項による情報を提供することができないので（規則第 8 条の 15、8 条の 10 第 1 項第 1 号）、情提の提供を求めることができるのは地域協議会を組織する地方公共団体の長に限定される。

(3) 申出書の記載事項

申出書に記載する事項は、提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項、提供を求める情報の利用場所及び管理方法、並びに規則第 8 条の 15 において準用する第 8 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件（以下「情報提供要件」という。）に該当することを確認するために必要な事項その他国民生活センターの理事長が必要と認める事項であり（規則第 8 条の 15、第 8 条の 10 第 1 項）、具体的には次のとおりである。

ア 当該求めに関する事務に従事している者の職名及び氏名（規則第 8 条の 15、第 8 条の 9 第 1 項第 2 号）

情報の提供を求める地方公共団体において、当該求めに関する事務に従事している者の氏名、所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、E-mail アドレスを含む。）を記載する。

イ 提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項（規則第 8 条の 15、第 8 条の 9 第 1 項第 3 号）

提供を求める情報を特定するために必要な事項を記載するところ、少なくとも情報を提供する地方公共団体が当該情報を取得した年度を記載することが求められる。さらに事案に応じて、特定するために必要な事項を記載するが、記載にあたっては国民生活セ

ンターの担当部署に相談されたい。

ウ 提供を求める情報の利用場所及び管理方法（規則第8条の15、第8条の9第1項第2号）

次の（ア）から（ク）までの条件を全て満たすことが分かる内容を記載する。

- （ア）提供された情報の利用場所は、日本国内であること。
- （イ）当該利用場所から提供された情報が持ち出されないように、利用場所は施錠可能な物理的な場所に限定されること。（また、提供された情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されているなど不正な持ち出しを防止するための保安対策が講じられていること。なお、当該利用場所は分散しないことが望ましく、分散する場合は、正当な理由があること。）
- （ウ）提供された情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。（なお、当該場所は利用場所と同一であることが望ましく、別々となる場合は、正当な理由があること。）
- （エ）提供された情報の使用時に上記（ア）の利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。
- （オ）提供された情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。
- （カ）提供された情報を利用する情報システムに
 - ・コンピュータウイルス対策
 - ・セキュリティホール対策
 - ・識別及び主体認証対策
 - ・スクリーンロック等の不正操作対策が図られていること。
- （キ）外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に提供された情報を残留させないこと。また、利用者以外の者が提供された情報を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。
- （ク）提供された情報及び廃棄物についても、漏えい事故を防止するために適正な管理が求められること。

エ 提供を求める情報の利用目的（規則第8条の9第1項第5号）

提供を求める情報の利用目的は、地域協議会における見守り等の取組にのみ用いることに限られるので、見守り等の取組の内容を具体的に記載する。少なくとも、

- ・地域協議会の事務局は、提供を求める情報その他の収集した情報を利用して見守りリストを作成し、これに基づいて地域協議会が見守り等の取組を行うこと
- ・見守りリストには、個々の見守り対象者がリストに掲載された経緯（情報源）は記載しないこと

を記載する必要がある。

オ 提供を求める情報の利用者の範囲

提供を求める情報を利用する者について、氏名、所属・役職等を記載する。組織で利用し、個別の利用者を特定できない場合には、利用する組織を記載する（例：「〇〇市〇〇課の〇〇担当職員」）。

カ 提供を求める情報を利用する期間（規則第8条の9第1項第6号）

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。利用期間は、利用目的に照らして必要最小限の期間とする。

情報の提供を受けた地方公共団体は、当該情報の利用が終了したときは、速やかに当該情報を記録する文書等を廃棄する（規則第8条の15、第8条の12第2項）。

キ 提供を求める情報を用いる取組を行う期間

提供を求める情報を用いて行う見守り等の取組について、予定している実施期間を記載する。情報の提供を受けた地方公共団体は、当該情報を用いて行った取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を国民生活センターの理事長に提出する（規則第8条の15、第8条の12第1項）。

ク その他

情報の提供を受けた地方公共団体は、情報提供要件を満たさなくなった場合には、提供された情報の利用を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄する。

(4) 情報提供要件の審査（②）

国民生活センターの理事長は、次のア及びイの要件（情報提供要件）を満たす場合に限り、地方公共団体に対し当該地方公共団体の住民に関する相談等情報を提供することができる（規則第8条の15、第8条の10第1項）。そこで、申出書の記載内容を基に、情報提供要件の該当性について審査を行う。

ア 提供された情報を、消費者安全確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適

当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の地域協議会における必要な取組にのみ用いること

イ 提供された情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること

(5) 申出書の説明・訂正要求（必要に応じて）（③）

審査した結果、申出書に不備がある場合には、国民生活センターの理事長は、申出書を提出した他の地方公共団体の長に説明を求め、又は当該申出書の訂正を求めることができる（規則第8条の15、第8条の9第2項）。

(6) 審査結果の通知（④）

ア 審査に要する期間

国民生活センターの理事長は、申出書を受理してから原則として10日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に、当該求めに対する審査結果の通知を行う。

イ 審査後の手続等

（ア）承諾した場合の通知書の送付

承諾し情報を提供することとした場合、国民生活センターの理事長は、申出書を提出した地方公共団体の長に対し、別紙様式2による国民生活センターが定めた承諾通知書を送付する（規則第8条の15、第8条の10第2項）。申出書の記載事項を変更し、又は条件を付して承諾した場合には、その事項も併せて通知する。

（イ）承諾しない場合の通知書の送付

承諾しない場合、国民生活センターの理事長は、申出書を提出した地方公共団体の長に対し、別紙様式3による不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。

(7) 情報提供の実施（⑤）

ア 実施手続

承諾通知書により情報を提供する旨を通知した後、原則として10日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に、国民生活センターの理事長は申出書を提出した地方公共団体の長に対し、提供する情報を記録した電磁記録媒体及び情報の利用に必要な文書の提供を行うものとする。

イ 情報を記録する媒体

情報の安全管理の観点から、電磁的記録媒体に記録された提供する情報は、暗号化しパスワードを付すこととする。また、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため、電磁的記録媒体について未使用品を使用する。

ウ 提供する方法

提供の手段は、直接の受け渡し又は書留による送付とし、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報提供は行わない。

(8) 提供された情報の利用 (⑥)

情報提供を受けた地方公共団体は、申出書の記載内容及び承諾に条件が付された場合には、その条件を遵守して情報を利用する。

地域協議会の事務局は、提供された情報その他の収集した情報を利用して見守りリストを作成し、これに基づいて地域協議会が見守り等の取組を行う。見守りリストには、個々の見守り対象者がリストに掲載された経緯（情報源）は記載しないものとする。

(9) 利用・管理状況の報告徴収 (⑦)

国民生活センターの理事長は、必要があると認めるときは、情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、情報の利用及び管理の状況に関し必要な報告を求めることができる（規則第8条の15、第8条の11）。

情報の利用及び管理が不適切で、情報提供要件に違反する場合、国民生活センターの理事長は、地方公共団体の長に対し、提供された情報の利用を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄するよう求めることができる。

(10) 情報を記録した文書等の廃棄及びその報告 (⑨)

情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を基に見守りリストを作成した結果、提供された情報自体は不要となったときは、速やかに、当該情報を記録する文書等を廃棄し（規則第8条の15、第8条の12第2項）、別紙様式4による廃棄報告書を国民生活センターの理事長に提出する。

(11) 利用実績報告書の提出 (⑧)

情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を用いて行った地域協議会における見守り等の取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の成果の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した、別紙様式5による利用実績報告書を国民生活センターの理事長に提出する（規則第8条の15、第8条の12第1項）。

(12) 申出書の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

ア 情報提供要件を引き続き満たす場合

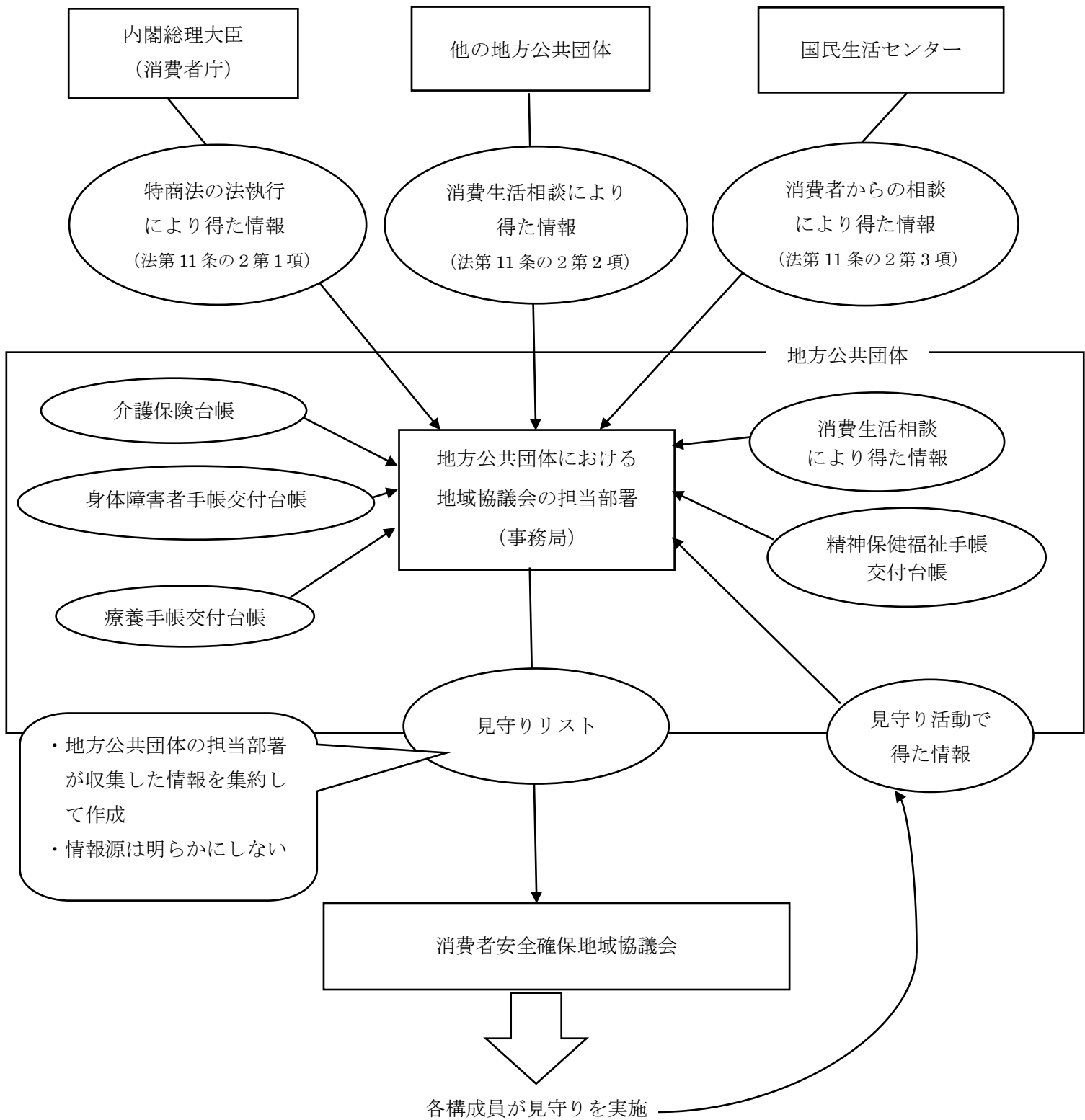
申出書の記載事項に変更が生じた場合には、全体について改めて申出書を提出する。

ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であって、国民生活センターに対し当該変更が生じる旨の連絡を電話、メール、その他の適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合については、この限りではない。

イ 情報提供要件を満たさない場合

申出書の記載事項に変更が生じた結果、情報提供要件を満たさない場合（例えば、地域協議会を廃止した場合等）、速やかに情報を記録した文書等を廃棄しその報告を行う。また、利用実績がある場合には、利用実績報告書を国民生活センターの理事長に提出する。

別紙1 見守り等の取組に関する情報提供のイメージ (□:組織、○:情報)(P)



別紙2 情報提供の事務処理手続（概要）

【地方公共団体】

消費者安全確保地域協議会を設置
している地方公共団体に限定

【消費者庁】（法第11条の2第1項）

【地方公共団体】（同条第2項）

【国民生活センター】（同条第3項）

① 申出書の提出（規則第8条の9第1項）

② 情報提供要件の審査（規則第8条の10第1項）

- ・ 地域協議会における必要な取組にのみ用いる
- ・ 地方公共団体において情報を適正に管理するために必要な措置の実施

③ 申出書の説明・訂正の要求
（規則第8条の9第2項）（必要に応じて）

④ 審査結果の通知
（規則第8条の10第2項）

⑤ 情報提供の実施

⑥ 提供された情報の利用

- ・ 地域協議会の担当部署（事務局）のみ管理・利用
- ・ 提供された情報を利用して見守り対象者のリストを作成するが、情報源は明らかにしない

※①～⑨の条文について、地方公共団体による情報提供の場合は規則第8条の14、国民生活センターによる情報提供の場合は規則第8条の15によって準用される。

⑦ 利用・管理状況の報告徴収
（規則第8条の11）（必要に応じて）

⑧ 文書等の廃棄（規則第8条の12第2項）の報告

⑨ 利用実績報告書の提出（規則第8条の12第1項）

別紙様式 1 (申出書)

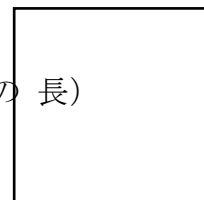
文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

消費者庁長官

〇〇〇〇 殿 (注1)

(地方公共団体の長)



消費者安全法第 11 条の 2 の規定に基づく情報の提供について (申出)

標記について、消費者安全法 (平成 21 年法律第 50 号) 第 11 条の 2 第 1 項 (注 2) の規定に基づき、別紙のとおり、当該地方公共団体の住民に関する情報の提供に係る求めを行います。

注 1) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には、情報提供を求める先の地方公共団体の長を、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には国民生活センターの理事長を記載します。

2) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には「第 2 項」、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には「第 3 項」と記載します。

(別 紙)

1 当該求めに関する事務に従事している者の職名及び氏名

〇〇市市民生活課係長 〇〇〇〇

住所 〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇〇

電話番号 XXX-XXX-XXXX E-mail XXXXXXXX

2 提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項
平成〇年度

3 提供を求める情報の利用場所及び管理方法

(利用場所)

〇〇市市民生活課システム室

(管理方法)

〇〇市市民生活課システム室は、施錠可能となっており、提供された情報は同室においてのみ利用し、持ち出しを禁止する。システム室は一般市民の立ち入りが不可とされており、下記6に記載する者がシステム室内に入る職員を相互にチェックする。

なお、システム室内のサーバ及び5台のクライアントはシステム室内だけのLAN環境となっており、外部ネットワークとは物理的に接続していない。(添付資料：システム室内システム構成図)

提供された情報及びこれに基づき作成する見守り対象者リストは全て外付けのUSBメモリに格納し、サーバ及びクライアントに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。さらに、これらの情報を使用しないときは、当該USBメモリーをクライアントから外し、システム室内の施錠可能なキャビネットで保管する。

4 提供を求める情報の利用目的

〇〇市が設置した〇〇市消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）が実施する見守り活動において、活動の対象となる者の選定に用いる。〇〇市市民生活課が地域協議会の事務局となっており、消費者庁から提供された情報等を基に見守り対象者リストを作成する。見守り対象者リストには、個々の見守り対象者がリストに掲載された経緯（情報源）は記載しない。(添付資料：地域協議会の設置要項)

5 提供を求める情報の利用者の範囲

〇〇市市民生活課の地域協議会担当職員

6 提供を求める情報を利用する期間

平成29年1月1日から同年3月30日の間

7 提供を求める情報を用いる取組を行う期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

8 その他

規則第8条の10第1項又は第2項に規定する要件に違反した場合には、提供された情報の提供を直ちに中止し、当該情報を記録する文書等を速やかに廃棄する。

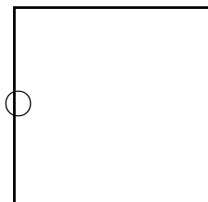
注) 下線部以外は記入例

別紙様式 2 (承諾通知書)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

(地方公共団体の長) 殿

(注1) 消費者庁長官 ○○○○



消費者安全法第 11 条の 2 の規定に基づく情報の提供について (通知)
(対:平成 年 月 日付 第 号)

標記については、下記の事項を条件として、消費者安全法 (平成 21 年法律第 50 号) 第 11 条の 2 第 1 項 (注 2) の規定に基づき当該地方公共団体の住民に関する情報を提供します。

記

- 注 1) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には、情報提供を求められた地方公共団体の長を、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には国民生活センターの理事長を記載します。
- 2) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には「第 2 項」、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には「第 3 項」と記載します。
- 3) 二重下線部は、条件付の承諾の際にのみ記載します。

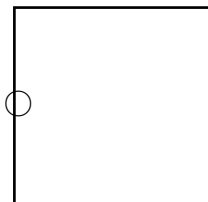
別紙様式 3 (不承諾通知書)

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

(地方公共団体の長) 殿

(注) 消費者庁長官 ○○○○



消費者安全法第 11 条の 2 の規定に基づく情報の提供について (通知)

(対:平成 年 月 日付 第 号)

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記

注) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には、情報提供を求められた地方公共団体の長を、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には国民生活センターの理事長を記載します。

別紙様式 4 (廃棄報告書)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官
〇〇〇〇 殿 (注1)

(地方公共団体) の長

提供を受けた情報の廃棄について

平成〇年〇月〇日付け (文書番号) で消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (注 2) の規定に基づき提供を受けた情報については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

- 1 提供を受けた情報を記録する文書等の内容
- 2 廃棄の方法
- 3 廃棄した者
- 4 提供を受けた情報の利用が終了した年月日
平成 年 月 日
- 5 廃棄した年月日
平成 年 月 日

注 1) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には、提供した地方公共団体の長を、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には国民生活センターの理事長を記載します。

2) 消費者安全法第 11 条の 2 第 1 項 (消費者庁長官からの情報提供) の書式であり、同条第 2 項 (地方公共団体の長からの情報提供) の場合には「第 2 項」、同条第 3 項 (国民生活センターの長からの情報提供) の場合には「第 3 項」と記載します。

3) 「廃棄の方法」は、焼却、消去、返納、溶解、裁断のうちから記載します。

4)「処置した者」については、申出書の記載を踏まえて記述してください。したがって、組織的な使用をしている場合には、「〇〇課〇〇系の職員」等と記述してください。

別紙様式 5 (利用実績報告書)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官
〇〇〇〇 殿 (注1)

(地方公共団体の長)

利用実績報告書

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で消費者安全法第11条の2第1項(注2)の規定に基づき提供を受けた情報を利用した実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 提供を受けた情報
- 2 利用実績の概要
 - (1) 当該情報を用いて行った取組の概要
 - (2) 取組の実施期間
 - (3) 取組の成果

注1) 消費者安全法第11条の2第1項(消費者庁長官からの情報提供)の書式であり、同条第2項(地方公共団体の長からの情報提供)の場合には、提供した地方公共団体の長を、同条第3項(国民生活センターの長からの情報提供)の場合には国民生活センターの理事長を記載します。

2) 消費者安全法第11条の2第1項(消費者庁長官からの情報提供)の書式であり、同条第2項(地方公共団体の長からの情報提供)の場合には「第2項」、同条第3項(国民生活センターの長からの情報提供)の場合には「第3項」と記載します。

3) 申出書の利用目的欄の記載を踏まえ、提供された情報を利用した実績について、その概要を記載し、必要に応じて、資料を添付してください。

4) 本報告書は、当該情報を用いて行った取組の終了後、遅滞なく提出してください。

5) 当該情報を利用した結果、所期の目的を達しなかった場合は、その旨を報告してください。